各都道府県知事、指定都市長、中核市長あて

厚生労働省老健局長通知

介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について

- 1 広域的に事業展開する介護サービス事業者(以下「事業者」という。)における不正事案の発生を受け、事業者に対する規制の在り方の見直しについて検討を行い、第169回通常国会において、事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、法令等を遵守するための業務管理体制の整備・届け出の義務付け及び事業者の本部等に対する立入検査権等の創設等を内容とする介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律が成立したところである。
- 2 介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、40歳以上の国民から集めた保険料と公費により利用者に必要なサービスを提供し、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした公的性格がきわめて強い制度である。このため、サービス提供を担っている事業者については、利用者に対する適切なサービス提供が求められるだけでなく、介護保険制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、法令等の自主的な遵守が求められるところである。
- 3 ついては、都道府県、市町村及び特別区においても、事業者のこのような立場を十分に認識するとともに、介護事業運営の適正化について一層の推進を図る観点から、 別添「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」を参考に効率的かつ効果的な 事業者に係る業務管理体制の監督に努められたい。

なお、各都道府県におかれては、管内市区町村への周知徹底について配慮されたい。

- 4 また、「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」(平成 20 年法律第 42 号)及び「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 21 年厚生労働省令第 54 号)の施行は、平成 21 年 5 月 1 日であることを、念のため申し添える。
- 5 なお、本通知は、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第245条の4第1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

(別添)

介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針

介護保険法に基づき実施する介護サービス事業者業務管理体制確認検査及びこれに 付随する事務(以下「検査等」という。)に関し、その運用の基本的考え方及び実施 手続等について下記のとおり示すので十分留意するとともに、国、都道府県、市町村 (特別区を含む。以下同じ。)の関係機関と連携の上、その的確かつ効果的な検査等 の実施に努めるものとする。

記

- I 検査等の実施に当たっての基本的考え方
- 1 介護保険法に基づく介護サービス事業者(以下「事業者」という。)の業務管理体制に係る監督については、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、事業者の業務管理体制の整備状況を検証し、問題点が確認された場合においては、その問題点に対する事業者の認識を確認し、事実関係の的確な把握等を前提に、必要に応じて行政上の措置を行うこととなる。
- 2 事業者の検査を効果的に実施するために、業務管理体制の監督部局(以下「監督部局」という。)には以下の対応が求められる。
- (1) 監督部局は、指定介護サービス事業所等(以下「指定事業所等」という。)の指定等取消事案などの不正行為の未然防止のため、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けすることが役割である。

業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としているものであるため、監督部局が事業者に代わり、指定事業所等の指定等取消事案などの不正行為の未然防止に努めるものではないことに十分留意する必要がある。

- (2) その作業は、事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで、事業者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセスを経たものである必要がある。
- (3) 検査等に求められるのは、事業者の規模・法人種別等に応じた適切な業務管理体制が整備されているかについて、的確な検証を行うことである。
- (4) 指定事業所等の指定等取消処分相当の事案が発覚した場合における立入検査(以下「特別検査」という。)は、法律に定められた正当な権限の行使であるが、事業所等の指定等権限を有する指導監督部局(以下「指導監督部局」という。)及び関係する都道府県、市町村の指導監督部局とも十分連携し、効率的かつ効果的な検証方法の選択に努めなければならない。
- 3 検査等は、以下の基本原則に即し、的確かつ効果的に実施する必要がある。
- (1) 介護サービス利用者、国民視点の原則

介護保険制度は、40歳以上の国民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な性格がきわめて強い制度であるため、検査等の実施に当たっては、利用者の保護と介護保険事業の健全かつ適正な運営のため、介護サービス利用者及び国民の立場に立ち、事業者の業務管理体制の実態を検証しなければならない。

(2) 補強性の原則

検査等は、事業者自身の内部管理を前提としている。適切な業務管理体制を整備しているかどうかの説明責任はあくまで事業者自身にあり、監督部局は、これを検証する立場にある。

他方、検査等の実施に当たっては、それが、事業者の業務管理体制の強化につながり、事業者自身の改善に向けた取組みを促進するよう配慮しなければならない。この 観点から、検査等では、事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで、事業 者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセスを重視する。

(3) 効率性の原則

検査等は、事業者の内部監査機能の活用や指導監督部局と十分な連携を行いつつ、 効率的に実施する必要がある。

検査等の実施に当たっては、内部監査、監査役等の監査機能の有効性を的確に評価 し、可能な限りその活用に努めなければならない。

また、事業者の規模・法人種別等に応じ機動的な実施に努めなければならない。

(4) 実効性の原則

検査等は、事業者の介護保険業務の健全性及び適正性の確保につながるように実施する必要がある。

検査等の実施に当たっては、事業者が抱える問題点を的確に把握しなければならない。

(5) プロセス・チェック(注)の原則

検査等の実施に当たっては、事業者の業務管理体制に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いて検証を行わなければならない。ただし、業務管理体制に重大な懸念がある場合には、プロセス・チェックの観点からも指定事業所等の個別事案の検証が重要であることに留意する必要がある。

4 監督部局の検査担当職員(以下「検査担当職員」という。)は、Ⅱに定める「検査 等の実施手続等」の遵守に努め、以下に定めるような高い自己規律が求められること を自覚し、適切な検査を実施する必要がある。

(検査担当職員の心得)

① 公正・公平な検査の実施

法律に基づいた権限行使であることを自覚し、公正・公平な検査の実施に努めなければならない。

② 法に定める適正な手続き

検査が私企業等に対する立入権限の行使を含むものであることを自覚し、検査の実施に当たっては、適正な手続きを確保するとともに、効率的・効果的な検証の実施に努め、法律の目的に照らして必ずしも必要のない点にまで検査に及んでいないかを、不断に問い直さなければならない。

③ 信頼の醸成

検査は信用と信頼が最も大切な要素であることを自覚し、綱紀・品位及び秘密の保持を徹底しなければならない。また、穏健冷静な態度で相手方と双方向の議論に努めなければならない。

4 自己研鑽

検査担当職員は、介護サービス業務に関する法令や通知、確認検査実施に当たっての考え方(別添参考資料)等を正しく理解し、介護サービスに関する知識や検査実務の習得に努めなければならない。

Ⅱ 検査等の実施手続等

検査等の実施に際して、その基本となる標準的な実施手続等を以下に示すので、その実施に当たっては十分に留意すること。

本基本方針においては、検査担当職員及び事業者双方に、検査における事業者の受 検義務の範囲や検査の実施手続等に関する判断の目安を示すことにより、円滑かつ効 果的な検査等の実施に向けた、双方の理解を深めることをねらいとしている。

なお、本基本方針で定める実施手続等の運用に当たっては、機械的・画一的な運用 に陥らないよう配慮する必要がある。

1 適用範囲

本基本方針は、介護保険法に基づき国、都道府県、市町村が実施する事業者の業務 管理体制を確認するための検査等に対して適用する。

2 検査実施方法

(1) 一般検査

監督部局は、業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的に検査を実施する。

- ① 届出内容について報告等を求める。
- (i) 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- (ii) 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- (iii) 業務執行の状況の監査(法令遵守に係る監査)実施状況及びその内容
- ② 報告等の内容に不備が認められた場合には、事業者の従業者に出頭を求め、改善を 求める。
- ③ 上記において改善が見込まれない場合には、当該事業者本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

検査等は、原則として、以下の手続に基づき実施する。ただし、検査の状況等により、機動的な対応を取ることを妨げない。

(i) 立入検査開始前

被検査事業者を決定したときは、次に掲げる事項を文書等により当該事業者に通知する。

ただし、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない(通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。)。

- ア)立入検査の根拠規定
- イ)立入検査の日時及び場所
- ウ)検査担当者
- エ)立入検査の方法
- オ) 準備すべき書類等
- (ii) 立入検査中
- ア) 身分証明書の提示等

検査担当職員は、検査の際に携帯すべき身分証明書を提示して、検査を行う旨を告げなければならない。

イ)検証

検査担当職員は、業務管理体制の整備状況の検証に当たって、事実を的確に把握 し、客観的に問題点を示したうえで、事業者の説明及び意見をよく聞き、その理解や 認識を確認するプロセスが重要であることを十分に認識し、当方の考え方を伝える場 合には、その根拠等も添えて説明しなければならない。

ウ) 内部監査・監査役等監査の活用

検査の実施に当たっては、「補強性の原則」を踏まえ、事業者の内部監査の有効性を十分確認※し、内部監査が有効に機能していると認められる場合は、その報告内容を活用し、検査の効率化を図る。

他方、内部監査の有効性に疑義が認められる場合には、事業者に対し、自己責任原 則に基づく業務管理体制が適切に運用されるよう促す観点から、当該問題点を的確に 指摘する。

なお、内部監査機能の有効性を検証するに当たっては、監査役等監査が、経営陣の 内部監査に係る監査を通じ、事業者の健全性及び適正性の確保全般に重要な役割を担っていることから、監査役等監査の結果も活用する。

- ※ 内部監査の有効性の確認に当たっては、例えば、
- ・ 事業者における内部監査の位置付け(権限・陣容・体制)、内部監査の方針・計画、監査結果、監査結果に基づく改善状況等
- 監査役等監査の結果
- 事業者自らの内部監査の有効性に対する認識(第三者機関(外部監査含む。)により内部監査の有効性の評価を受けている場合には、それに対する事業者の認識を含む。)

エ) 資料等を求める際の留意事項

検査担当職員は、事業者の業務管理体制の的確な実態把握及びその適正性の検証を 行う観点から、随時、資料等を求めることができる。 ただし、資料等を求めるに当たっては、事業者が保持するものを活用し、検査会場で閲覧するなど、真に必要なもの以外は持ち帰ることがないよう、留意する。

才) 立入検査終了手続

検査担当職員は、立入検査終了に当たり、役員等との間で以下の対応を取る。

- a) 立入検査の過程で把握した事実関係については、その内容に両者の間で認識の相違がないことの確認を十分行う。
- b) その上で、検査担当職員より立入検査を通じて把握した問題点等を伝達し、これに対する事業者の認識を聴取し、その時点での検査担当者と事業者との間の認識の一致及び相違を確認する。この確認に当たっては、原則として、書面を利用しつつ、明確化を図る。
- c) 監督部局としての最終的な見解は文書により示される旨、及び立入検査は終了して も検査自体は当該文書が交付されるまで継続する旨を事業者に伝達し、今後の手続に ついて説明を行う。

カ)その他の留意事項

監督部局は、被検査事業者の検査等に対する負担軽減を常に意識し、適時・適切な 見直しに努める。

(iii) 立入検査終了後

検査担当職員は、立入検査終了後速やかに、検査を通じ把握した事項、問題点等を取りまとめた検査報告書を作成し、関係部署の責任者(関係課長等)で構成した検査会議を開催し、審議を経た後、決裁を受け、以下の行政上の措置に係る文書を事業者に交付する。

その際、事業者に対して、行政上の措置について照会を行うことができる旨を説明 する。

ア)勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

イ) 命令

勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

(iv) 特別な処置

上記(iii)イの命令に違反したときは、当該事業者の運営する指定事業所等について 検査を実施し、業務管理体制の整備状況を検証する。

(2) 特別検査

① 指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該事業所等の本部等へ 立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の 有無を検証する。 検査等の実施手続は、上記(1)③と同様とする。

② 上記(1)③(iii)イの命令に違反したときは、当該違反の内容を関係都道府県又は関係市町村に通知するとともに、他の事業所等の指定(許可)・更新の拒否に該当する旨、あわせて通知するものとする。

3 情報管理

検査担当職員は、検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法令、一般的な行政文書の管理に関する規程等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- 検査等の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ・検査等に関する情報を検査及び指導監督の目的以外には使用してはならない。
- (注) プロセスチェックとは、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能しているかを確認することをいう。